



熱中症対策 7月は「重点取組期間」です！

厚生労働省では、5月1日から9月30日までの期間「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」として、職場の熱中症予防を働きかけています。

特に、熱中症が多発する7月を「重点取組期間」として、以下の取組を呼び掛けています。

- ☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- ☐ 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ。
- ☐ 水分、塩分を積極的にとりましょ。
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんととりましょ。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。
- ☐ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょ。

熱中症は、対応が遅れると死に至る危険なものです。

「我慢」「根性」は間違いです。適切な水分補給、休養、塩分等のミネラル補給が重要になります。

岩手労働局ホームページの「各労働基準監督署からのお知らせ」に盛岡労働基準監督署のコーナーを設けています。

研修資料を掲載していますので、是非ご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/0405nechushou.pdf>



ゆったり休暇で、夏を満喫。心身ともに充実を。

新しい働き方・休み方を実践するために
年次有給休暇を上手に活用しましょ。

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょ。
- 年次有給休暇計画表による個人別付与方式を活用すれば
休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 働き方・休み方改善ポータルサイト

年次有給休暇取得促進特設サイト



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukasokushin/download.html>

年次有給休暇の「計画的付与」を行う場合
岩手労働局HP に参考様式を掲載していますのでご覧ください。
(年次有給休暇管理簿となっています。)

労働基準部監督課 岩手労働局

で検索



ゆったり休暇で、夏を満喫。
心身ともに充実を。

Refresh /
もっと自分らしい
働き方
休み方

新しい働き方・休み方を実践するために
年次有給休暇を上手に活用しましょ

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょ。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 岩手県労働局 | 労働基準監督署
働き方・休み方改善ポータルサイト: <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukasokushin/pdf/summer/all.pdf>



安全衛生に関する各種支援策を活用してみませんか？

1 JISHA 中央労働災害防止協会（中災防）東北安全衛生サービスセンター

① 中小規模事業場 安全衛生サポート事業（集団支援）

- 企業系列協力会、商工会議所、商工会、同業種協同組合、工業団地などの事業場、第三次産業では店長会議など店舗の方が集まる機会を活用し、安全衛生に関する研修会を**無料**で実施します。個別支援と組み合わせで実施することも可能です。
- 対象集団：労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業の事業場であって、労働者数が概ね 100 人未満の事業場を中心とする集団、団体等が対象です。労働者数が 100 人を超える事業場が集団に含まれる場合であっても、集団支援は可能です。

② 中小規模事業場 安全衛生サポート事業（個別支援）

- 知識、経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題を明らかにして改善のアドバイスを行います。製造業、鉱業の事業場に加え、第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）の店舗・施設等を対象としております。集団支援との組合せも可能です。
- 個別支援メニュー：安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
挟まれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。

詳しくは、で検索
<https://www.jisha.or.jp/tohoku/>



2 岩手産業保健総合支援センター（独立行政法人 労働者健康安全機構）

① 産業保健関係者に対する専門的研修等

産業医、保健師、衛生管理者等の方々を対象に産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施します。また、当センター以外の団体が実施する研修について、教育用教材の貸与、講師の紹介等の支援を行います。

② 産業保健関係者からの専門的相談対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

③ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが中小規模事業場に赴き、ストレスチェック制度の導入について具体的なアドバイスをするなど、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。また、管理監督者、若年労働者を対象とした、メンタルヘルス教育も実施しています。

④ 治療と仕事の両立支援

治療中の労働者が就労を継続するために、事業場に対する支援を行います。また、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、その他難病などの疾病を抱える労働者を対象とした支援も実施しています。

⑤ 産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌の発行を通じて、産業保健情報をお知らせしています。また、専門図書の出借等も行っています。
※メールマガジン登録はセンターホームページから。

⑥ 事業主・労働者に対する啓発セミナー

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーを実施しています。

心と体の健康なくして安全なし
（盛岡労働基準監督署）

詳しくは、で検索
<https://www.iwates.johas.go.jp/>

